

◆ ファミリー会員制度のご案内 ◆

入会后3年を経過している個人正会員様を対象に、ご家族との楽しいゴルフライフを応援いたします。

現在、当倶楽部では入会后3年を経過しているメンバー様につきましては三親等内の方に譲渡ができる制度があります。

「譲り渡し会員様」は「ファミリー会員様」として半分の年会費で終身プレーができ名義変更料も半額の22万円(税込)となります。

譲渡してもメンバーフィーでプレー可能

既存の会員様がこの制度を利用し、会員権を譲渡した場合でも、ファミリー会員として生涯メンバーフィーでプレーしていただけます。また、クラブ競技にもこれまで通りご参加いただけます。

会員権の譲渡(三親等内)が必要です

既存の会員様がファミリー会員へ変更するためには、三親等内への会員権譲渡が必要です。なお、譲渡された新規正会員登録者様は名義変更料が必要となります。



年会費が安くなります

ファミリー会員となった翌月から、年会費の割引が適用となります。

現行年会費の
50%割引

概要

対象となる会員とその資格	<ul style="list-style-type: none"> ● 会員在籍3年以上の個人正会員 ● ファミリー会員への変更には三親等内1名の正会員登録が必要 ● 年会費が完納されていること
対象クラブ	能勢カントリー倶楽部
規約上の会員資格	ファミリー会員(譲渡不可・相続不可) ※ 上記以外の会員資格は正会員に準ずる
名義変更料	● 譲渡された三親等内の新規正会員登録者は名義変更料220,000円(税込)が必要
ファミリー会員の年会費	ファミリー会員となった翌月から(月割計算)、現行年会費の50%割引とする ※ 上記以外の会員資格は正会員に準ずる
資格期間	<ul style="list-style-type: none"> ● ファミリー会員が、退会または死亡した時点で資格終了 ● その他会員資格の失効は正会員規約に準ずる

【お問い合わせ】

能勢カントリー倶楽部 TEL:072-794-1101 FAX:072-794-1144
〒666-0117 兵庫県川西市東畦野字長尾1の3 E-mail : info@nosecc.co.jp